

随意契約理由書

(件名) 山田加圧ポンプ場電気設備等更新工事

本件は、山田加圧ポンプ場に設置している電気設備等の更新工事を行うものである。

当初、令和4年度に一般競争入札を実施した結果、入札者がなかったため取り止めとなった。また、再度公告し、令和5年度4月17日及び4月20日に再度競争入札を実施したが、予定価格内の入札がなかったため取り止めとなった。

このため、再度の入札に応札した三協工業株式会社大阪支社に確認したところ、予定価格内での履行が可能であるとの回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、同者と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）により省略